

別表 1 (補助対象経費)

区 分	項 目
報酬	事業実施のために臨時的に雇い入れた活動スタッフ等（アルバイトを含む。）の人件費（ただし、補助対象経費の合計 20 パーセント以内とする。）
報償費	講師、専門家、出演者等の派遣に要する謝礼金（ただし、補助対象経費の合計 5 パーセント以内とする。）
需用費	チラシ、ポスター、看板等の作成に要する消耗品費又は印刷製本費
委託料	専門知識、技術等を要する業務を外部に委託した費用
使用料及び 賃借料	イベント等の会場等の使用料又は機器等のレンタル料
役務費	通信運搬費、広告料（WEB 広告等に要する経費）、手数料、保険料、翻訳料及び通訳料
備品購入費	耐用年数が 1 年以上で、汎用性がなく事業実施に必要な機器等の購入費（ただし、補助対象経費の合計 5 パーセント以内とする。）
その他	その他事業のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めたもの

上記の表にかかわらず、次のものは補助対象経費としない。

- ①家賃（敷金等を含む。）
- ②土地の取得、造成及び補償に関する経費
- ③補助対象事業者の経常的な運営に関する経費（事務局経費等）
- ④補助対象事業者の構成員に対する謝礼金
- ⑤海外渡航費用
- ⑥火災、地震等の家屋に係る保険料
- ⑦その他事業に直接関係のない経費又は市長が社会通念上適切でないと認めた経費